

## 第13回専門委員会における指摘事項への対応

指摘事項・意見	対応
第13回専門委員会 資料5 表5-1の数値をチェックすること。定量下限、有効数字等を明確に表示してほしい。(古米委員、平沢委員)	H20 基準値の10%超過地点数 34→33、 H22 基準値超過地点数7→8に修正。 H19 最大値0.01→0.010に修正。 常時監視の処理基準において、有効数字の取扱いが定められている。(資料4-2、参考資料3参照。)
カドミウムの用途の推移は、どういう業種を対象にする必要があるかどうかにか絡んでくるので精査する必要有り。ニカド電池の生産の推移、廃棄物の推移等整理してほしい。(中杉委員、矢後委員)	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)の取りまとめた「鉱物資源マテリアルフロー2011カドミウム(Cd)」を示す。(資料4-3参照。)
マテリアルフローでリサイクル等の状況についても含めて示してほしい。(中杉委員、細見委員)	
輸入量が低下して生産量が安定しているというのは、カドミウム源は国内で調達しているとみてよいか。(平沢委員)	
PRTRの届出排出量のうち、下水道が飛び抜けて多い。届出方法に原因があり、実態を反映していないのではないか。(中杉委員)	PRTRの届け出に当たっては、その測定値が検出下限値未満(N.D.)の場合はゼロとみなし、検出下限以上、定量下限未満の場合には、定量下限値の1/2とみなして算出することとなっている。
自然由来の扱いは議論のうえで重要。検出原因を「自然由来」と判断した明確な理由など明示してほしい。(細見委員、山下委員)	鉱床地帯等において岩石、土壌等からの溶出等の自然的要因による場合を「自然由来」として整理している。なお、H23年度に環境基準値が0.003mg/Lに改正されているため、H22以前データについても0.003mg/L超のデータを整理している。(資料4-4参照。)
自然の海水中の濃度や河川中の濃度も情報がほしい。(森田委員)	
環境基準超過地点と0.03を超過している工場との関係はどうなっているのか。それによって排水規制によって環境改善となるかどうか分かる。(古米委員)	
鉱山からの排水がどのくらいの負荷をもって排出しているのか。特定施設以外も含めて鉱山由来を考慮しなければならない。(浅見委員、平沢委員)	今後精査していきたい。NEDO技術開発機構、産総研化学物質リスク管理センターが2008年にとりまとめた資料を参考に示す。(資料4-5参照。)
0.03を超過している業種にどのような処理方法が使われていて、どう変えると改善するのかなど整理するとよい。(古米委員)	自治体を通じて聞き取りを行ったところ、主に中和+凝集沈殿法が採用されていた。超過原因としては、清掃時の廃液の一時的な大量流入や通常受け入れていないカドミウム含有原料の受入れ、排水処理時のpH調整ミスなどによる。
冷凍水産食品製造業の0.03mg/L以上の検出原因は何か。(柿沼委員)	海洋では海水からカドミウムが生体内に取り込まれるため、水産食料品製造業のうち、ホタテ加工工場排水で、最大0.041mg/Lが検出された(H22)。
自治体の上乗せ基準の中に「検出されないこと」とあったが、数値がないと「検出限界」が変われば、「検出されない」値が変わってくるのではないか。(矢後委員)	各自治体条例に「検出されないこと」の定義が明記されている。(資料4-6参照。)
地下浸透基準と環境基準との関係の整理をお願いしたい。(柿沼委員)	地下浸透基準の設定について示す。(資料4-7参照。)
地下浸透基準が水道水として飲めるような水でさえ浸透してはいけなくなっているがその必要があるのかどうか。(中杉委員)	水質汚濁防止法の改正により地下水汚染対策に関する規制の枠組が大きく変化したことも踏まえ、今後、その妥当性を検証。